

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第4号、第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

26年6月20日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ハイパーボックス水口 甲賀市水口町名坂字西縄手 838 番
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,100 m²
 - イ 駐車場の位置および収容台数 78 台
 - ウ 駐輪場の位置および収容台数 30 台
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 8.08 m³
 - オ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前 10 時から午後 8 時まで
 - カ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 10 時から午後 8 時まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,080 m²
 - イ 駐車場の位置および収容台数 115 台
 - ウ 駐輪場の位置および収容台数 45 台
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 9.18 m³
 - オ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前 10 時から翌午前 0 時まで
 - カ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 9 時 45 分から翌午前 0 時 30 分まで
- 3 変更年月日 平成 26 年 12 月初旬
- 4 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 荷さばき施設の位置および面積 30 m²
 - (2) 駐車場の出入口の数および位置 3 か所
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 9 時から午後 6 時
- 5 届出年月日 平成 26 年 6 月 9 日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1
甲賀市産業経済部商工政策課 甲賀市水口町水口 6053 番地
 - (2) 縦覧期間 平成 26 年 6 月 20 日から平成 26 年 10 月 20 日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成 26 年 10 月 20 日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 - 1